令和4年3月15日から施行



保管等に規制がかかります。

無償で処分します!

廃棄する場合には最寄りの警察署に 持ち込んで下さい。無償で処分します。

どんなクロスボウが 規制対象になるの?

規制対象となるのは、矢の運動エネルギーが6.0J以上となるクロスボウです。 いわゆるピストルクロスボウを含め、市 販されているクロスボウは基本的に規 制対象となります。



詳細は警察庁 ホームページにて

https://www.npa.go.jp/ bureau/safetylife/hoan/ crossbow/index.html

